修正箇所一覧

資料２－１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 修正後 | 修正前 |
| ①４頁 | 　本計画は、再犯防止推進法第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。　これまで各個の目的で実施して来た施策について、まずは再犯防止の推進という観点から整理し、体系的に提示するもので、今後国の動向や社会状況の変化等を踏まえて更新していきます。　また、本計画は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成21年大阪府条例第84号。以下「ハートフル条例」という。）等の関連条例や、「『いのち輝く未来社会』をめざすビジョン」、「大阪府地域福祉支援計画」などの関連計画と、整合及び連携を図ります。 | 　本計画は、再犯防止推進法第８条第１項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。　また、本計画は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（平成21年大阪府条例第84号。以下「ハートフル条例」という。）等の関連条例や、「『いのち輝く未来社会』をめざすビジョン」、「大阪府地域福祉支援計画」などの関連計画と、整合及び連携を図ります。 |
| ②５頁 | ６ めざす姿誰もが何かの弾みやきっかけで罪を犯してしまう可能性を有しています。不条理にも犯罪の被害に遭った人やその家族等に対して支援の手が差し伸べられるべきなのは当然のことですが、犯罪をした者等に対しても、自らの行為を悔い改め、真摯に社会復帰に臨むのであれば、その立ち直りを助け、間違っても再び罪を犯し、新たな被害者が生まれることのないようにしなければなりません。こうした考え方の下、本計画では、再犯によって新たな被害者が生まれることのないよう、犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制をめざします。 | ６ めざす姿犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図るため、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制をめざします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 修正後 | 修正前 |
| ③11頁12頁 | 《現状と取組方向》罪名別では、高齢者の刑法犯検挙人員のうち、窃盗（万引き）で検挙された者が1,237人（41.9％）に上り、過去10年の万引きの検挙人員に占める犯罪少年と高齢者の割合をみても、犯罪少年が減少傾向を示しているのに対して高齢者は増加傾向にあります。そして、罪名別構成比を性別でみると、男性に比べて女性の方が、窃盗（万引き）の割合が大幅に大きくなっています。（図表の追加） | 《現状と取組方向》罪名別では、高齢者の刑法犯検挙人員のうち、窃盗（万引き）で検挙された者が1,237人（41.9％）に上り、過去10年の万引きの検挙人員に占める犯罪少年と高齢者の割合をみても、犯罪少年が減少傾向を示しているのに対して高齢者は増加傾向にあります。 |
| ④11頁 | 《現状と取組方向》「大阪府地域福祉支援計画」においても、再犯防止に向けた支援体制の構築を進めていくことを記載しています。今後、一般的な福祉施策も活用し、犯罪をした高齢者等に対する総合的な支援に取り組みます。 | 《現状と取組方向》一般的な福祉施策も活用し、犯罪をした高齢者等に対する総合的な支援に取り組みます。 |
| ⑤31頁 | ▼更生保護サポートセンターに対する支援［既存］堺西更生保護サポートセンターの設置にあたり、泉北府民センターの一画を提供しています。【税政課】 | （追記） |
| ⑥31頁 | ▼更生保護法人に対する支援 [既存]　「大阪府地方税法第37条の２第１項第３号に掲げる寄附金に関する条例」に基づき、府内に事務所・事業所のある更生保護法人等のうち指定を受けた法人に対して個人が寄附を行った場合は、府民税の税額控除を受けられる制度の活用による寄附者の増加により、財源を確保し、活動の継続につなげるなど、更生保護法人を側面から支援します。【男女参画・府民協働課】 | （追記） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁 | 修正後 | 修正前 |
| ⑦34頁 | ▼民間支援団体等との連携［新規］府のホームページにおいて、加害者やその家族を支援している民間団体等を紹介していきます。【治安対策課】 | （追記） |
| ⑧34頁 | ▼市町村に対する支援 [既存]　　府内市町村が再犯防止を推進するにあたり、府の取組に関する情報や国の関係機関等から得た情報の提供及び助言その他の支援を行います。【治安対策課 外】 | （追記） |
| ⑨35頁 | ２　進捗管理計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた具体的施策の実施状況をとりまとめ、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、実施状況については、府ホームページで公表します。さらに、国の動向や社会状況の変化等を踏まえて施策を展開するとともに、必要に応じ、国に対して要望等を行います。次期計画については、今期計画の効果検証と必要なデータの収集を行った上で、策定に臨みます。 | ２　進捗管理計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた具体的施策の実施状況をとりまとめ、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、実施状況については、府ホームページで公表します。さらに、国の動向や社会状況の変化等を踏まえて施策を展開するとともに、必要に応じ、国に対して要望等を行います。 |